

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 6 年 7 月 23 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 7 月 2 4 日

羽曳野市条例第 2 6 号

特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 9 令和 6 年 7 月 25 日から令和 10 年 7 月 24 日までの間、市長の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、792,000 円とする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1～8 省略</p> <p>9 <u>令和 6 年 7 月 25 日から令和 10 年 7 月 24 日までの間、市長の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、792,000 円とする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>附 則</p> <p>1～8 省略</p> <p>以下省略</p>